

上手な医療のかかり方アワードについて（報告）

医政局総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

上手な医療のかかり方アワード

- 上手な医療のかかり方の啓発などの優れた取組や、医療従事者の負担軽減に向けた優れた取組、若年層に対する医療受診の教育に関して優れた取組を厚生労働省が表彰し、その理念や取組内容を発信している。
- 令和元年に第1回を実施して以降、毎年開催し、令和7年に第7回を開催した。（応募件数：14件）

第七回「上手な医療のかかり方アワード」実施概要

主催	厚生労働省
実施期間	■ 応募受付：令和7年10月1日(水)～令和7年12月17日(水)
応募条件	上手な医療のかかり方に関する下記のような取組を行っていること (1)患者・家族の不安を解消する取組を最優先で実施している。 (2)医療の現場が危機である現状を国民に広く共有している。 (3)緊急時の相談電話やサイトを導入・周知・活用している。 (4)信頼できる医療情報を見やすくまとめて提供している。 (5)チーム医療を徹底し、患者・家族の相談体制を確立している。
応募対象	・ 企業・保険者（一般企業、市町村国保、国保組合、協会けんぽ、組合健保、共済組合など） ・ 医療関係者（病院、診療所、医師会・病院団体等の関連団体など） ・ 民間団体（市民団体など） ・ 自治体（都道府県、市町村） ※自社の事業・製品サービスの告知を中心とする応募は対象外とします。
表彰	● 厚生労働大臣賞 最優秀賞（1件） ● 厚生労働省医政局長賞（以下の取組に対して各々1件、合わせて2件以内） ・ 1件：上手な医療のかかり方における総合的な制度設計が優秀な取組 ・ 1件：上手な医療のかかり方における優良コンテンツ・ナッジにつながる取組 ※受賞者には、賞状・クリスタル、事例集データを送付。HPでの公表、プレスリリースやPRTIMESでの周知等も実施予定
審査委員	・ 秋山 正子（審査委員長） 認定NPO法人 マギーズ東京 共同代表理事 / マギーズ東京 センター長 ・ 阿真 京子 子どもと医療 主宰 ・ 斐 英洙 慶應義塾大学 特任教授 ・ 西川 宜宏 厚生労働省医政局総務課医療政策企画官

＜厚生労働大臣賞 最優秀賞＞ 広島市

「つながる力で届ける”上手な医療のかかり方” —リーフレットから広がる安心と笑顔—」

- 医療のかかり方で迷った時に活用できる情報や「かかりつけ医の大切さ」、「救急車の適正利用」といった情報を掲載した「上手な医療のかかり方ガイド」を作成
- 普及啓発にあたっては各区保健センターや消防局をはじめ、医師会、薬剤師会、民間企業、協会けんぽ、地域包括支援センターなどを通じたリーフレット配布を行うなど、関係団体を巻き込んだ適正受診の周知活動を地域一体で推進

＜厚生労働省医政局長賞（総合的な制度設計が優秀な取組）＞ 東名富士クリニック

「多職種連携×地域連携による透析患者の包括支援と相談体制の構築」

- 高齢化が進む地域の透析患者に対し、地域生活を支えるための地域連携室を新設し、地域における包括的支援体制の構築を推進
- 地域住民や医療介護職員、透析患者が交流できる機会としてクリニックマルシェを開催することで、住民の透析医療や介護支援への理解促進のための機会も創出

＜厚生労働省医政局長賞（優良コンテンツ・ナッジにつながる取組）＞ 株式会社CMC エクスメディカ

「妊活／産前産後／未就学児の疾患や治療法の情報を提供する「はぐふる」WEBを運営」

- 妊活（不妊治療）／産前産後／未就学児の子育て家庭向けに、医師・専門家監修の疾患記事を作成・公開する情報発信サイトを運営
- オンラインセミナーの開催やInstagramでの疾患啓発投稿を通じて対象者の不安解消と受診の判断に資する情報発信を実施

※上記受賞団体の取組み事例の詳細については、3月9日に[上手な医療のかかり方公式サイト](#)にて公表



プロジェクト

つながる力で届ける”上手な医療のかかり方”

—リーフレットから広がる安心と笑顔—

受賞者

広島市

所在地 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 082-504-2178

メールアドレス health@d@city.hiroshima.lg.jp

URL <https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/medical/1021207/1022574.html>

厚生労働大臣賞
健康増進賞

取組の経緯

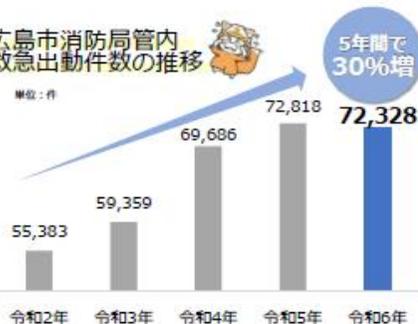
「200万人の命を守る」

広島市は人口118万人の中国地方の最大の都市であり、広島市を中心とする、広島、山口、島根の33市町で構成する「広島広域都市圏」において、地域資源を圏域全体で活用する様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指しています。これが、「200万人広島都市圏構想」であり、広島市は都市圏の連携中枢都市の役割を担っています。

保健医療施策として、急増する救急搬送患者が喫緊の課題となっていることを踏まえ、24時間365日体制で医療相談等を行う救急相談センター#7119を運営していますが、広島広域都市圏内の各市町に参加を募り、近隣市町も含めた「200万人の命を守る」ことを目指して運営しています。

さらに、これまで以上に適正受診の普及啓発が不可欠と考え、2025年度は新たに医療のかかり方で迷ったときに活用できる情報や「かかりつけ医の大切さ」、「救急車の適正利用」といった市民に知っていただきたい情報を掲載したリーフレット「上手な医療のかかり方ガイド」を作成しました。

広島市消防局管内 救急出動件数の推移



▲ #7119 や夜間・休日を受診できる医療機関情報などを掲載！



取組風景写真

事業の概要と特徴

「医療団体・保険者・行政」が協力して取り組む

このリーフレットをいかに多くの方に、効果的・効率的に、そして思いを込めて届けることができるか検討した結果、リーフレットの内容について理解している方から市民に手渡すことで、より効果的な普及啓発につながると考え、配布に当たっては、各区保健センターや消防局などの関係部署だけでなく、医師会、薬剤師会、民間企業、協会けんぽ、地域包括支援センターなど、本リーフレットの目指す方向に共感いただいた多くの関係団体の御協力を得て実施しました。各団体が医療に携わるものとして、協力して取り組むことで、よりリアリティのある形での普及啓発ができたと考えています。

それぞれの立場は異なりながらも、「将来にわたって適切な医療サービスを受けることができる体制を構築し、一人一人が人生の最期まで住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを目指す」という共通の目標のもと、一つの取組として結束して推進することができました。

医療のかかり方を変えていくポイント

いざというときに役立つ情報を集約！

このリーフレットが市民にとって、体調が悪い時や医療のかかり方で迷った時に活用できる1冊になるよう、#7119や#8000といった相談ダイヤルについては、すぐに目に入る表面に配置しました。

中面には、「かかりつけ医と大病院の使い分け」と「救急車の適切な利用」を大きな柱とした内容を記載しており、医療の現場が危機である状況を広く周知できる構成にしました。

裏面の上部には、医療情報ネットや当番医、夜間急病センターなど、いざというときに役立つ情報をまとめて掲載しました。

裏面の下部には、日頃からかかりつけ医を意識できるよう、かかりつけ医・歯科医・薬局の記入欄を設けるとともに、医療機関受診時に準備した方がよい持ち物リストを記載しており、こちらは多くの医療機関等からも非常に好評でした。



リーフレット中面



リーフレット裏面



プロジェクト

多職種連携×地域連携による 透析患者の包括支援と相談体制の構築

受賞者

東名富士クリニック

所在地 静岡県富士市伝法177-1 電話 0545-22-6530

メールアドレス info@fujclinic.jp

URL <https://fujclinic.jp/tomeifuji/>

厚生労働省 医政局長賞



担当者会議



クリニックマルシェ

取組の経緯

透析患者の「生きる」と「活きる」を支える包括的支援体制の構築

日本の透析患者はピークを越えて減少傾向に転じていますが、平均年齢は2024年末の時点で70.27歳と年々高齢化が進み、透析患者の約73%が65歳以上となっています。

当院は透析治療や腎臓病外来、アクセス外来を扱う透析・腎臓病専門クリニックです。これまで透析施設・クリニックは、透析患者の生活において「透析のみを行う」機能を主に担ってきました。しかし、超高齢化やフレイルが日本全体として進行する中、透析患者の日常生活動作の低下や認知症により在宅療養が困難となり、施設入所や療養型病院への転院を必要とするケースが増加してきました。

一方で、透析患者の受け入れに不慣れな施設も多く、透析療養、食事管理、内服管理、緊急時対応について不安を抱える施設職員や患者家族が少なくありませんでした。患者と家族が安心して生活できる支援体制を地域全体で整えるには、透析施設こそが透析医療における「ハブ」となる必要性が高まっていると考えました。

そこで2024年4月、地域連携室を設置し、透析患者の「生きる」と「活きるを支える」をモットーに、職種や施設間の垣根を超えて生活を支える取り組みを開始しました。医師・看護師・臨床工学士・栄養士・理学療法士に加え、送迎担当者も含めた多職種チーム体制を構築し、施設訪問支援、在宅療養患者への訪問指導、多職種カンファレンスへの参加、ICTツールを活用した相談体制の整備、施設職員向けの教育・研修を一体的に展開することで、情報共有のハードルを下げ、透析患者が住み慣れた地域で安心して療養を継続できる包括的な支援体制づくりに本格的に取り組み始めました。



施設見学



勉強会

事業の概要と特徴

多職種・地域連携とICT活用により患者中心の生活支援体制を実現

本事業の最大の特徴は、医師・看護師などの資格者だけでなく、送迎担当者も含めた多職種が連携し、患者の生活を支えることを中心に考えている点です。医療機関はどうしても「医療の都合」を患者に押し付けがちになってしまいますが、患者は透析を受けるために生きているのではなく、**生きるために透析を受けています**。当院は透析に関しては「ハブ」となりつつも、その価値の中心を患者に置き続けています。

2024年4月から2025年9月までに、医療機関・介護施設・包括支援センター等140施設へ延べ310件の訪問を実施し、退院カンファレンス、担当者会議、自宅訪問、新規透析導入オリエンテーションを行いました。「透析のプロ」だからこそできる知識やスキルを基盤に、施設職員や患者・家族との信頼関係を築き、安全性を確保しながら生活支援に取り組んできています。

LINE WORKSを活用した連絡体制により、写真・チャットによる情報共有を可能にしたことで、職種間や施設間のやり取りがスムーズになりました。その結果、施設職員や家族が困った時に相談を受けて、想いに寄り添った対応をする環境を整えました。また、勉強会・研修会や施設へのオリエンテーションを実施し、「透析患者受け入れの不安が軽くなった」との評価を得ています。さらに、地域交流の場としてクリニックマルシェを開催し150名が来院、透析という垣根を超えて「その人らしい」生活の場の構築を目指しています。

医療のかかり方を変えていくポイント

透析施設が「ハブ」となり、地域の「みんな」で考えていけるか

超高齢化が進む中、透析施設こそが透析における地域医療の「ハブ」となり、医療・介護・福祉をつなぐ役割を担うことが重要です。当院では、この転換を実現するため3つのポイントを重視しています。

第一に、多職種チームに加えて、地域連携による患者中心の支援体制です。一施設内の取り組みには限界があります。その枠組みを超えて関連する人たちが助け合いながら患者の「生活」を支えることを中心に考え、「医療の都合」ではなく、「患者の生きる」に価値を置いた支援を実践します。

第二に、情報共有のハードルを下げることです。LINE WORKSなどのICTツールも活用し、施設職員や家族が困った時に、施設間でできるだけスムーズに連携しながら協力できるように環境調整をしています。これにより、「透析のプロ」としての知識・スキルを地域全体で活用でき、施設側の不安解消と受け入れ力向上につながっています。

第三に、顔の見える関係づくりです。施設訪問、担当者会議参加、勉強会開催を通じて直接対話の機会を設け、信頼関係を構築しています。さらにクリニックマルシェなど地域交流イベントにより、透析医療への理解促進と社会的つながりの強化も図っています。

これらの取り組みにより、患者が住み慣れた地域で安心して透析を続けられる環境が実現しつつあります。透析施設が「ハブ」機能を発揮することで、地域全体で患者の生活を支える新しい医療のかかり方が広がっています。



プロジェクト

妊活／産前産後／未就学児の疾患や治療法の情報を提供する「はぐふる」WEBを運営

受賞者

株式会社CMCエクスメディカ

所在地 東京都港区新橋6丁目17番17号 電話 03-3434-0635

メールアドレス hug-full@cmc-xmedica.co.jp

URL https://www.hug-full.com/

厚生労働省 医政局長賞

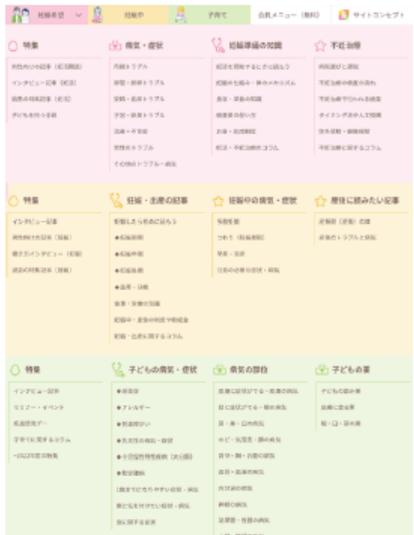
取組の経緯

伝わるメディカルの実践で社会に還元するためのプロジェクト

メディカル専門広告会社である当社は、「医療関係者・患者さん・社会にとって、より良い未来を創るために、伝わるメディカルを実践し続ける」というパーパスを掲げており、伝えることに重きを置いて、わかりやすく正確な情報提供を心掛け活動しています。

当社の活動の一環として、2019年7月より、医療・製薬業界を中心に得た利益の一部を社会に還元するためのプロジェクト「はぐふるの医療・ヘルスケアの情報発信サイト」を公開し、収益性を取らない非営利活動を続けています。

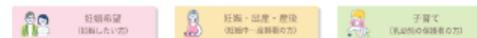
はぐふるの医療・ヘルスケアは、妊活（不妊治療）／産前産後／未就学児を子育てしている保護者を対象としたWEBサイトで、「子どもの健やかな育成・安心安全な子育てへの実現のため、病気の早期発見・早期治療」をテーマに、疾患記事の公開・疾患啓発のセミナー運営・ユーザーの不安の声を拾い上げるお悩みQ&Aの掲載などを軸に活動を行っています。



CMC GROUP



子どもを育む医療・ヘルスケアの情報提供サイトです



「信頼したい方」「信頼中・期待中の方」「信頼及び保護者の方」向けに、専門医師による記事や動画を多数掲載しています。広告費もなく、見やすい記事や動画を掲載中です。

ログイン/ログアウト

事業の概要と特徴

「病気の早期発見・早期治療」をテーマにした情報コンテンツを発信

妊活（不妊治療）／産前産後／未就学児を子育てしている保護者を対象に、25名以上の専門家・医師監修のもと、医学的な正しさにこだわった疾患記事（病気の原因や症状・治療法・予防方法など）を作成し公開しています。

2024年からは、病院や施設での取材や乳幼児の保護者向けに病気の啓発セミナーを開始し、実際の診察や治療の様子、受診方法等について情報の深掘りを行い、病気の早期発見・早期治療を目指した活動を行っています。会員サイトに掲載中の情報も含めすべて無料で公開しています。

- ◎300件以上の疾患記事、20件以上の取材記事を公開
- ◎乳幼児の健康オンラインセミナーを開催（5回開催済み）
- ◎Instagramでの疾患啓発投稿（週2～3回）

（会員サイト内）

- ◎40件以上のQ&Aを公開
- ◎夫婦のコミュニケーションを解決する「夫婦のコミュニケーションシート」の配布
- ◎セミナーアーカイブを公開

医療のかかり方を変えていくポイント

正確な知識の普及を行い気づきを提供。受診のタイミングやセルフケアを最適化。

（疾患記事・取材記事を多数掲載）

- ・広告非表示・不要情報の排除で、読みやすく誤解の少ない情報提供を行っています。
- ・医師・専門家監修で信頼度の高い記事の公開により、症状理解を深め、症状の見逃しや受診遅れの防止を目指しています。
- ・会員サイトを含め、すべて無料で利用しやすい環境を確保しています。

（未就学児の保護者向け「乳幼児の健康オンラインセミナー（医師・専門家登場）」の開催）

過去セミナーは無料会員サイトでアーカイブ視聴が可能です。オンライン形式・アーカイブ公開で学習しやすい環境を提供しています。

（すべての子育て・病気関連記事に、夜間・休日に相談ができる子ども医療電話相談「#8000」を明記）

- ・緊急時の適切な受診行動の促進として、#8000を明記し、救急・外来の適正利用につなげています。



参 考 资 料

上手な医療のかかり方（医療のかかり方普及促進事業）について

事業の目的

- 受診の必要性や医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかることができれば、患者・国民にとって、必要なときに適切な医療機関にかかることができ、また、医療提供者側の過度な負担が軽減されることで、医療の質・安全確保につながるという観点から、かかりつけ医を持つこと等に関して、周知・広報活動を実施。

事業の概要



- 気軽に相談できるかかりつけ医をもちましょう
- 夜間や休日診療は重篤な急患のためにあります
- 時間外の急病は ☎ #7119
- 時間外の子どもの症状は ☎ #8000まで
- 医療機関・薬局の検索は 医療情報ネット

<キャンペーンロゴ>



上手な医療のかかり方.jp

【令和元年度の以降の取組（普及啓発事業として委託）】

1. 上手な医療のかかり方普及月間として、「みんなで医療を考える月間」（11月）の実施
 - ・テレビCM、Web広告、交通広告等による普及啓発
 - ・上手な医療のかかり方特別トークセッションとして、タレント等も活用したイベントを開催
2. 上手な医療のかかり方アワードの開催
3. 信頼できる医療情報サイトの構築・運用
 - ・Webサイト「上手な医療のかかり方.jp」にて正確な情報提供
 - ・#8000・#7119（存在する地域のみ）の周知
4. 上手な医療のかかり方に関するポスターやリーフレットを通じた啓発
 - ・都道府県・市町村・関係団体を通じてポスターやリーフレットの送付
5. 小中学生を対象とした医療のかかり方改善の必要性と好事例の普及啓発、高校生向け出前授業
 - ・上手な医療のかかり方クイズ動画（YouTube QuizKnockチャンネル）公開



令和7年度の取組事項について

- 今年度は、より効果的に上手な医療のかかり方の「周知」を図り、行動変容に向けた土台を固めるべく、広報戦略としてエリアを「全国」と「重点エリア」に分け、「全国」は周知を中心に、「重点エリア」は行動変容まで射程に施策を実施。
- また、令和7年4月からかかりつけ医機能報告が開始し、医療情報ネット（ナビイ）についての周知ポスターや動画を作成。

全国施策

全国ベースでは「かかりつけ医を持とう&ナビイ検索」をメインで露出。【ポスター掲出、サイト改修、YouTube広告】で対応

①ポスター掲出



②公式サイトリニューアル



③YouTube広告（全国）



重点エリア施策

①TVCMスポット出稿



②ポスター等配布



③デジタル広告



4県共通施策

県別個別施策

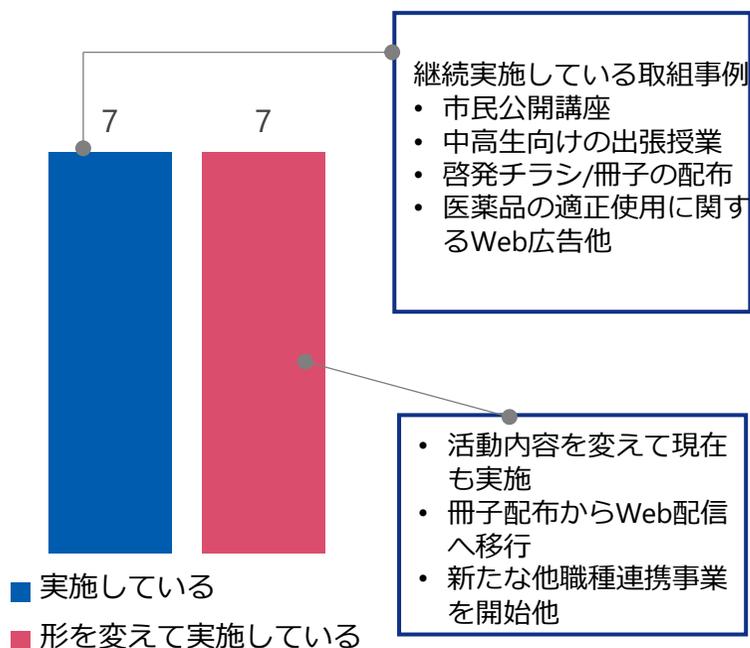
- ・ 長野：市民公開イベント実施（12月13日）
- ・ 神奈川：仁木副大臣と黒岩知事の対談 神奈川新聞掲載（2月12日）
- ・ 青森：テレビ長尺CM展開（2月27日～放送）
- ・ 島根：県医師会他インタビュー記事 山陰中央新報掲載予定（3月）

参考) 歴代アワード受賞者における現在の取組み状況・受賞後の反響等について

- 過去のアワード受賞者（第1回～第5回）を対象に、現在の取組み状況や受賞後の反響についてアンケートを実施（14団体）

回答のあった団体では、受賞から複数年後の現在まで取組みが継続している

現在の「上手な医療のかかり方」に関連する取組状況と現在の取組みの概要



アワード受賞後の影響としては、報道を通じた認知拡大に加え、関係者の意欲向上や行動変容が確認された

① 受賞を機とした周知効果

「受賞が新聞等へ掲載され周知につながった」
(医療関係者、民間団体受賞者)

「HPやチラシに受賞実績を掲載でき発信効果が高まった」
(自治体受賞者)

② 関係者の活動意欲変化・活動の発展への寄与

「長年の活動が認められたことで関係者/スタッフのモチベーションが向上した」
(医療関係者、民間団体受賞者)

「受賞後も活動を継続する中で、新たな活動の機運につながった」
(自治体受賞者)

③ 受賞実績による信頼形成への貢献

「有志団体である我々が、自治体や医療機関からの信頼を得るにあたって大きな助けになった」
(民間団体受賞者)

「講演や連携の場で活動趣旨を説明する際の信頼形成に寄与した」
(民間団体受賞者)

応募方法

- step 1** 上手な医療のかかり方アワードエントリーページ(<https://kakarikata.mhlw.go.jp/>) にアクセスして応募申込書をダウンロードしてください。
- step 2** ダウンロードした「応募申込書」に必要な事項を記入します。
※別添資料はA4用紙5枚以内に収めてください。
※文字数に合わせて適宜枠を広げて構いませんが、1ページ内のレイアウトの可変は禁止です。
- step 3** 「応募申込書」を下記事務局までメールにて送付してください。
【宛先】 info@mail.kakarikata.mhlw.go.jp (FAX不可)
- ※必ず応募締め切り令和7年12月17日(水)までにお送りください。
※メール送付の件名を「アワード応募」団体名〇〇としてください。
※応募申込書の返却はいたしません。また事務局にて応募申込書の差し替え等を行いません。
※映像・音楽資料は審査の対象外となりますのでご注意ください。
- 1週間以内に事務局からの応募受付完了Eメールの送付をいたします。Eメールが届かない場合は、エントリーが完了しておりませんので、メール設定をご確認いただくか、改めてご送付ください。

応募期間 令和7年 10月1日(水)～12月17日(水)

【応募に関する重要事項】

- 複数応募することが可能です。件数に制限はありません。
- 応募内容に複数の事業者・団体に係る場合は、連名で応募することが可能です。(受賞の対象はあくまでも応募事業者・団体となります。)
- 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- 応募担当者は、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスなど必要事項を必ずご記入ください。記入漏れの場合は審査対象外となりますので、予めご了承ください。
- 応募申込書には応募にあたっての同意事項について、同意欄を設けています。ご確認の上、ご記入・入力ください。
- 応募書類は、必ず応募締め切り(令和7年12月17日(水))までにEメールでお送りください。【宛先】 info@mail.kakarikata.mhlw.go.jp
- 応募書類は返却しません。
- 応募書類の使用言語は、原則日本語のみとさせていただきます。

【応募に関わる権利の保全、他】

- 1) 企業・個人情報の使用
 - 応募者から提出された情報については、本アワードの実施及び上手な医療のかかり方プロジェクトの展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することにご同意ください。
- 2) 応募対象情報の使用
 - 応募申込書などの応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
 - 応募内容に関する情報は、アワードの実施及び上手な医療のかかり方プロジェクトの展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することにご同意ください。なお、その複製については、主催者による監修・確認に任ずることをご了承ください。
- 3) 応募者の責任に帰する事項
 - 応募対象者についての意匠権、商標権、著作権及び品質、性能、安全性や、販売、活動等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、主催者は一切責任を負いません。

【4】応募者の応募取り消し

- 応募者側に、応募から表彰式までの期間で、応募内容についての審査の継続が困難な事由が生じた場合は、応募の取り消しが可能です。
- 応募者が応募の取り消しを希望する場合は、直ちに事務局に連絡後、その旨を申請する書面にて提出してください。

【5】主催者の表彰取り消し

- 主催者は、表彰の内定から表彰式までの間、もしくは表彰後、表彰対象の応募内容に下記のような事実が判明した場合は、評価委員会の承認を経て、表彰を取り消すことができます。
*応募内容に関する虚偽、不正が発覚した場合*応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合*その他、評価委員会が必要と認めた場合

【応募に関わる費用・経費他】

- 応募申込、アワード参加に係る費用は無料です。

【審査に関する重要事項】

- 受賞が内定した応募者には、応募内容について再確認する可能性がありますのでご協力をお願いします。
- 入賞した応募事例は、上手な医療のかかり方公式サイトにて紹介する予定です。紹介を希望されない場合は、受賞のご連絡を差し上げた時点でその旨を事務局にお知らせください。※紹介を希望されないことが審査に影響することはございません。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申立については一切お受けできませんので、ご留意ください。

上手な医療のかかり方につながる
優れた啓発活動・取組を募集します!

上手な医療の かかり方アワード



第七回

応募要項

応募期間 令和7年 **10月1日(水)** ～ **12月17日(水)**

第七回「上手な医療のかかり方アワード」

「上手な医療のかかり方」プロジェクト運営事務局

受付時間：10:00～17:00

※土・日・祝日・年末年始12/27～1/4を除く

上手な医療のかかり方プロジェクトに関するお問い合わせ先

メール：info@mail.kakarikata.mhlw.go.jp

詳しくは上手な医療のかかり方公式サイトをご覧ください。
<https://kakarikata.mhlw.go.jp/>

詳しくは上手な医療のかかり方公式サイトをご覧ください。

<https://kakarikata.mhlw.go.jp/>

上手な医療のかかり方

検索

保険者・医療機関・企業・各種団体・自治体等の皆様から
上手な医療のかかり方につながる優れた啓発活動・取組を募集します！

上手な医療のかかり方アワードとは

保険者・医療機関・企業・各種団体・自治体等において、「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクトで掲げる5つの方策を中心に、医療のかかり方の改善に資する優れた取組の奨励・普及を図ることを目的としたものです。厚生労働省では平成30年度に「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会」を開催し、「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクト宣言！をとりまとめ、公表しました。これを踏まえ上手な医療のかかり方の啓発などの優れた取組や、医師などの医療従事者の負担軽減に向けた優れた取組、並びに若年層に対する医療受診の教育に関して優れた取組を行っている者を厚生労働省が表彰し、その理念や取組内容を広く発信することで、国民の医療のかかり方に関する理解を深め、取組主体の意識を高めることを目的として、有識者の参画を求め審査を行います。

応募条件：上手な医療のかかり方に関する下記のような取組を行っていること

- (1)患者・家族の不安を解消する取組を最優先で実施している。/(2)医療の現場が危機である現状を国民に広く共有している。
- (3)緊急時の相談電話やサイトを導入・周知・活用している。/(4)信頼できる医療情報を見やすくまとめて提供している。
- (5)チーム医療を徹底し、患者・家族の相談体制を確立している。/(1)~(5)複数項目に関連する取組を実施している。

実施概要

主催	厚生労働省(「上手な医療のかかり方」プロジェクト)
実施期間	■応募受付：令和7年10月1日(水)~令和7年12月17日(水) ■表彰発表：令和8年3月中旬予定
応募対象	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・保険者(一般企業、市町村国保、国保組合、協会けんぽ、組合健保、共済組合など) ・医療関係者(病院、診療所、医師会・病院団体等の関連団体など) ・民間団体(市民団体など) ・自治体(都道府県、市町村) <p>※自社の事業・製品サービスの告知を中心とする応募は対象外としますが、以下項目に沿う場合は対象とします。 ・本業として販売した自社製品・サービスの効果については評価対象外とします。 ・ただし、本業で販売している自社製品・サービスでも、地域貢献・社会貢献として展開した場合の成果・効果は評価対象とします。 ・自治体や他の企業・NPO等と協働して展開している取組については、共同事業体としてご応募ください。 ・健康経営として従業員が利用した場合の効果・成果も評価対象とします。 (応募対象になるか不明な場合は、事務局にお問い合わせください。)</p>
応募先・方法	「上手な医療のかかり方」プロジェクト 運営事務局へメール送付
表彰	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働大臣賞 最優秀賞 (1件) ●厚生労働省医政局長賞 (以下の取組に対して各々1件、合わせて2件以内) ・1件：上手な医療のかかり方における総合的な制度設計が優秀な取組 ・1件：上手な医療のかかり方における優良コンテンツ・ナッジにつながる取組 <p>※いずれの賞も、該当者がいない場合は、「受賞者なし」とします。</p>
スケジュール(予定)	応募期間<令和7年10月1日(水)~令和7年12月17日(水)> → 一次審査(書類審査)<令和7年12月下旬~令和8年1月中旬> → 最終審査会<令和8年1月下旬頃> → 受賞候補者通知<令和8年2月上旬頃> → 表彰発表会<令和8年3月中旬>

受賞後の特典

特典1 表彰状と記念品、アワード冊子データのご送付

特典2 受賞取組内容を上手な医療のかかり方公式サイトに掲載！



特典3 受賞ロゴマークが使用可能！



厚生労働大臣
副大臣賞

特典4 各種メディアの他、厚生労働省関係の媒体等でも皆さまを紹介！



特典5 自社サイトや自社プレスリリース等での発信も可能！

令和6年10月1日~令和7年9月30日を含む取組を推奨します。

応募対象	アクション例
(1) 企業・保険者	<ul style="list-style-type: none"> <企業・保険者のアクション例> ・あらゆる機会に医療のかかり方を啓発する(成人健診、特定健診、健康診断、公開講座) ・疾病予防への受診勧奨、健康相談や保健指導等での啓発周知と情報提供の機会を作る ・医療機関との連携により患者・家族支援体制や適切な医療情報が得られる体制を構築する ・民間企業自治体との連携を図り地域全体での周知アクションへ貢献する
(2) 医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> <医療関係者のアクション例> ・あらゆる機会に医療のかかり方を啓発する(待合室、母子健診、小児健診、成人健診、高齢者健診、学校健診、職域健診公開講座) ・電話相談や「医療情報サイト」などの最新情報をチェックして質を保つ ・タスクシフト・タスクシェア(業務の移管・共同化)を推進する・医療の質を上げ、患者の満足度を上げることに努める ・どの医療従事者に相談したらいかをサポートする患者・家族支援体制を整える ・管理職は働き方改革に真摯に取り組み、地域医療の継続にも貢献する ・医療従事者も患者の安全のため、健康管理に努め、きちんと休憩をとる等上手な医療のかかり方に関する院内推進部署を設置し患者と医療従事者にとってよりよい体制づくりに努める ・患者・家族の相談や苦情に対して適切に対応するために支援窓口を設け、適切な職員が対応できる体制を整える。 ・薬剤師・看護師・保健師・助産師などの医療従事者が、能動的に活躍できるための仕組みを整える
(3) 民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <民間団体のアクション例> ・上手な医療のかかり方に関する有益なコンテンツを作成している ・地域医療支援に貢献する取組を行っている ・若年層・高齢者などへ上手な医療のかかり方に関する啓発活動などを行っている ・企業や自治体と連携した上手な医療のかかり方に関する取組を行っている
(4) 自治体	<ul style="list-style-type: none"> <自治体行政のアクション例> ・「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクトを継続・官民連携し推進 ・「信頼できる医療情報サイト」の認証や支援をする ・#8000や#7119の体制整備を進め、周知を徹底する ・上手な医療のかかり方を直接伝えていく ・保護者も子どもの健康や医療について考えるタイミング(両親学級や乳幼児健診など)での直接講座等の実施 ・「高齢者/高齢者に携わる人たち」に、大人の医療のかかり方がわかるよう、介護施設や消防機関などへ協力を呼びかける ・学校教育等で若いうちに理解を促す ・医療機関の機能分化や集約、連携推進など、医師/医療従事者の長時間労働を改善する施策に取り組む

【主たる評価項目】

各募集対象において実施している「いのちをまもり、医療をまもる」ための5つの方策」に基づき、「特徴、理念」、「支援の取組」、「支援による効果等」の三面から下記の着眼点で評価し、その特徴を見た上で、審査・選定方法によって表彰対象を選定します。

- 「特徴、理念」…「いのちをまもり、医療をまもる」ための5つの方策」の特徴を理解しているか、また有機的な関連があるか。
- 「支援の取組」…「いのちをまもり、医療をまもる」ための5つの方策」について考える機会、仕組みが定まっているか。
- その他、他企業・団体・自治体・その他のモデルとなる優れた取組を行っているか。
- 「支援による効果等」…具体的な効果が現れているか、また「いのちをまもり、医療をまもる」ための5つの方策」の課題の解決につながっているか。